

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊中市は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

豊中市長

公表日

令和5年9月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳事務
②事務の概要	<p>市町村(特別区を含む。)(以下「市町村」という。))が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。))に基づいて作成されるものであり、住民に関する記録を正確かつ統一的行い、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(以下「住基ネット」という。))を都道府県と共同して構築している。</p> <p>当市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。))の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>【住基法に基づく事務】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 個人を単位とした住民票を世帯ごとに編成した住民基本台帳を整備し、住基法第7条及び第30条の45の規定により記載をすべきものとされる事項(氏名・生年月日・性別・住所・個人番号等)を記録する。 2 転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正を行う。 3 随時、実態調査等を行い、住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置を講ずる。 4 住基法の規定に基づき、個人又は法人の申出による請求について、住民基本台帳の一部の写しを閲覧させる。 5 住基法の規定に基づき、本人又は同一の世帯に属する者の請求について、住民票の写し等の交付を行う。 6 転出元市町村に対し住基ネットを介して、転入届に基づき住民票の記載をした際の通知を行う(以下「転入通知」という。))他、他の市町村で請求があった住民票の写しの交付(住民票の写しの広域交付)を行う。 7 住民票の記載事項の変更に伴う大阪府知事への本人確認情報の通知を行う。 8 地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。))への本人確認情報の照会を行う。 9 市民からの請求に基づく住民票コードの変更を行う。 10 個人番号カード等を用いた本人確認を行う。 <p>【番号法に基づく事務】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 個人番号の通知及び個人番号カードの交付を行う。 <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> ①住民記録システム(既存住民基本台帳システム) ②住民基本台帳ネットワークシステム ③証明発行システム(コンビニ等のマルチコピー機を使用した証明書交付システム) ④共通基盤システム(庁内連携システム) ⑤団体内統合宛名システム(宛名システム) ⑥中間サーバー ⑦在留カード等発行システム ⑧除住民票システム ⑨サービス検索・電子申請機能 ⑩申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民記録情報ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 番号法(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(指定及び通知)第1項、第2項、第8条第1項、附則第3条第1項、第2項、第3項 ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) <p>2. 住基法(昭和42年7月25日法律第81号)(平成25年5月31日法律第28号施行時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二の第1・2・3・4・6・8・9・11・16・18・20・23・27・30・31・34・35・37・38・39・40・42・48・53・54・57・58・59・61・62・66・67・70・74・77・80・84・85の2・89・91・92・94・96・97・101・102・103・105・106・107・108・111・112・113・114・116・117・120の項 ・番号法第19条第9号 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条・2条・3条・4条・6条・7条・8条・10条・12条・13条・14条・16条・20条・22条・22条の3・22条の4・23条・24条・24条の2・24条の3・25条・26条の3・27条・28条・31条・31条の2・31条の3・32条・33条・37条・38条・39条・40条・41条・43条・43条の3・43条の4・44条の2・45条・47条・48条・49条・49条の2・53条・54条・55条・56条・57条・58条・59条・59条の2の2・59条の2の3・59条の3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民協働部 市民課 ・ 庄内出張所 ・ 新千里出張所
②所属長の役職名	市民課長 ・ 庄内出張所長 ・ 新千里出張所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 法務・コンプライアンス課 情報管理係 (豊中市中桜塚3-1-1 (第二庁舎4階) 電話:06-6858-2054)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民協働部 市民課(豊中市中桜塚3-1-1 電話番号 06-6858-2557) 市民協働部 庄内出張所(豊中市庄内幸町4-29-1 電話番号 06-6334-3531) 市民協働部 新千里出張所(豊中市新千里東町1-2-2 電話番号 06-6872-0573)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月15日	I-1-② 事務の概要	(別添1を参照)	削除	事後	
平成28年6月15日	I-1-② 事務の概要	<p>【印鑑条例に基づく事務】</p> <p>1 印鑑条例に基づき印鑑登録原票を整備し、印鑑条例施行規則第5条に掲げる事項(氏名・生年月日・性別・住所・印影等)を記録する。</p> <p>2 印鑑登録の申込み、廃止の申込み又は職権により、印鑑の登録、消除又は修正を行う。</p> <p>3 印鑑登録者からの請求により、印鑑登録証明書を交付する。</p> <p>※印鑑条例に基づく事務では個人番号を使用しないが、住基法に基づく事務と同一のシステムを使用して事務を行うため、特定個人情報を取り扱う事務として評価を行う。</p>	削除	事後	
平成28年6月15日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2(別表第2における情報提供の根拠)第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(別紙1を参照)	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>・番号法第19条第7号 別表第二の第1・2・3・4・6・8・9・11・16・18・20・21・23・27・30・31・34・35・37・38・39・40・42・48・53・54・57・58・59・61・62・66・67・70・74・77・80・84・85の2・89・91・92・94・96・101・102・103・105・106・108・111・112・113・114・116・117・120の項</p> <p>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1・2・3・4・6・7・8・10・12・13・14・15・16・20・22・23・24・25・27・28・31・32・33・37・38・39・40・41・43・45・47・48・50・51・53・55・56・57・58・59条</p>	事後	
平成28年6月15日	I-5-② 所属長	市民課：上島 正行 庄内出張所： 東久保 明美 新千里出張所：細川 泰司	市民課：向井 義博 庄内出張所： 若山 雅史 新千里出張所：千葉 幸恵	事後	
平成28年6月15日	II-1 計数	平成27年4月1日	平成28年4月1日	事後	
平成28年6月15日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 の計数	平成27年4月1日	平成28年4月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月29日	I-4-② 法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の第1・2・3・4・6・8・9・11・16・18・20・21・23・27・30・31・34・35・37・38・39・40・42・48・53・54・57・58・59・61・62・66・67・70・74・77・80・84・85の2・89・91・92・94・96・101・102・103・105・106・108・111・112・113・114・116・117・120の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1・2・3・4・6・7・8・10・12・13・14・15・16・20・22・23・24・25・27・28・31・32・33・37・38・39・40・41・43・45・47・48・50・51・53・55・56・57・58・59条	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の第1・2・3・4・6・8・9・11・16・18・20・21・23・27・30・31・34・35・37・38・39・40・42・48・53・54・57・58・59・61・62・66・67・70・74・77・80・84・85の2・89・91・92・94・96・101・102・103・105・106・108・111・112・113・114・116・117・120の項 ・番号法第19条第8号 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条・2条・3条・4条・6条・7条・8条・10条・12条・13条・14条・15条・16条・20条・22条・22条の2・23条・24条・25条・26条の3・27条・28条・31条・32条・33条・37条・38条・39条・40条・41条・43条・43条の3・43条の4・44条の2・45条・47条・48条・50条・51条・53条・55条・56条・57条・58条・59条・59条の2・59条の3	事後	
平成29年6月29日	I-5-② 所属長	市民課：向井 義博 庄内出張所：若山 雅史 新千里出張所：千葉 幸恵	市民課：向井 義博 庄内出張所：岡本 淳子 新千里出張所：千葉 幸恵	事後	
平成29年6月29日	I-7 請求先	電話：06-6858-2653	電話：06-6858-2054	事後	
平成29年6月29日	II-1 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年6月29日	II-2 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年6月28日	II-1 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年6月28日	II-2 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	I-5-② 所属長の役職名	市民課：向井 義博 庄内出張所：若山 雅史 新千里出張所：千葉 幸恵	市民課長・庄内出張所長・新千里出張所長	事後	
令和1年6月28日	I-7 請求先	総務部 情報政策課 情報管理係（豊中市中桜塚3-1-1（第二庁舎4階）電話：06-6858-2054）	総務部 法務・コンプライアンス課 情報管理係（豊中市中桜塚3-1-1（第二庁舎4階）電話：06-6858-2054）	事後	
令和1年6月28日	II-1 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II-2 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	-	評価書の様式改訂に伴い追加	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I-4-② 法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>・番号法第19条第7号 別表第二の第1・2・3・4・6・8・9・11・16・18・20・21・23・27・30・31・34・35・37・38・39・40・42・48・53・54・57・58・59・61・62・66・67・70・74・77・80・84・85の2・89・91・92・94・96・101・102・103・105・106・108・111・112・113・114・116・117・120の項</p> <p>・番号法第19条第8号</p> <p>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条・2条・3条・4条・6条・7条・8条・10条・12条・13条・14条・15条・16条・20条・22条・22条の2・23条・24条・25条・26条の3・27条・28条・31条・32条・33条・37条・38条・39条・40条・41条・43条・43条の3・43条の4・44条の2・45条・47条・48条・50条・51条・53条・55条・56条・57条・58条・59条・59条の2・59条の3</p>	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>・番号法第19条第7号 別表第二の第1・2・3・4・6・8・9・11・16・18・20・21・23・27・30・31・34・35・37・38・39・40・42・48・53・54・57・58・59・61・62・66・67・70・74・77・80・84・85の2・89・91・92・94・96・101・102・103・105・106・108・111・112・113・114・116・119の項</p> <p>・番号法第19条第8号</p> <p>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条・2条・3条・4条・6条・7条・8条・10条・12条・13条・14条・16条・20条・22条・22条の2・23条・24条・25条・26条の3・27条・28条・31条・32条・33条・37条・38条・39条・40条・41条・43条・43条の3・43条の4・44条の2・45条・47条・48条・50条・51条・53条・55条・56条・57条・58条・59条・59条の2・59条の3</p>	事後	
令和2年6月30日	I-1-② 事務の概要	<p>【番号法に基づく事務】</p> <p>1 個人番号の通知及び個人番号カードの交付を行う。</p> <p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号）第35条（個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>	<p>【番号法に基づく事務】</p> <p>1 個人番号の通知及び個人番号カードの交付を行う。</p> <p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号）第35条（個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>	事後	
令和2年6月30日	I-1-③ システムの名称	<p>③証明発行システム（自動交付機及びコンビニ等のマルチコピー機を使用した証明書交付システム）</p> <p>④窓口支援システム</p> <p>⑤～⑧（省略）</p> <p>⑨旧住民記録システム（改製原住民票発行システム）（旧住基システム）</p>	<p>③証明発行システム（コンビニ等のマルチコピー機を使用した証明書交付システム）</p> <p>④（削除）</p> <p>④～⑦（省略）</p> <p>⑧除住民票システム</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月30日	I-4-② 法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の第1・2・3・4・6・8・9・11・16・18・20・21・23・27・30・31・34・35・37・38・39・40・42・48・53・54・57・58・59・61・62・66・67・70・74・77・80・84・85の2・89・91・92・94・96・101・102・103・105・106・108・111・112・113・114・116・119の項	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の第1・2・3・4・6・8・9・11・16・18・20・21・23・27・30・31・34・35・37・38・39・40・42・48・53・54・57・58・59・61・62・66・67・70・74・77・80・84・85の2・89・91・92・94・96・101・102・103・105・106・108・111・112・113・114・116・120の項	事後	
令和2年6月30日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年6月30日	II-2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年10月20日	表紙 特記事項	豊中市では、「豊中市個人情報保護条例」に基づいて個人情報保護の対策を実施するとともに、これらの実効性を確保するため情報セキュリティポリシーを作成し、個人情報の漏えい、改ざん、不正アクセス等を防止するための様々な対策に取り組んでいる。 なお、住民情報を取り扱うシステムのデータを保管している電子計算機室を所管する情報政策課においては、国際標準規格に準拠した「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)」を構築し、平成18年にISMS適合性評価制度に基づく「ISO/IEC27001」の認証を取得している。	削除	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月30日	I-4-② 法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>・番号法第19条第7号 別表第二の第1・2・3・4・6・8・9・11・16・18・20・21・23・27・30・31・34・35・37・38・39・40・42・48・53・54・57・58・59・61・62・66・67・70・74・77・80・84・85の2・89・91・92・94・96・101・102・103・105・106・108・111・112・113・114・116・120の項</p> <p>・番号法第19条第8号</p> <p>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条・2条・3条・4条・6条・7条・8条・10条・12条・13条・14条・16条・20条・22条・22条の2・23条・24条・25条・26条の3・27条・28条・31条・32条・33条・37条・38条・39条・40条・41条・43条・43条の3・43条の4・44条の2・45条・47条・48条・50条・51条・53条・55条・56条・57条・58条・59条・59条の2・59条の3</p>	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>・番号法第19条第7号 別表第二の第1・2・3・4・6・8・9・11・16・18・20・21・23・27・30・31・34・35・37・38・39・40・42・48・53・54・57・58・59・61・62・66・67・70・74・77・80・84・85の2・89・91・92・94・96・97・101・102・103・105・106・107・108・111・112・113・114・116・117・120の項</p> <p>・番号法第19条第8号</p> <p>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条・2条・3条・4条・6条・7条・8条・10条・12条・13条・14条・16条・20条・22条・22条の3・22条の4・23条・24条・24条の2・24条の3・25条・26条の3・27条・28条・31条・31条の2・31条の3・32条・33条・37条・38条・39条・40条・41条・43条・43条の3・43条の4・44条の2・45条・47条・48条・49条・49条の2・53条・54条・55条・56条・57条・58条・59条・59条の2の2・59条の2の3・59条の3</p>	事後	
令和3年6月30日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年6月30日	II-2 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年6月30日	IV 8. 監査	[○]外部監査	[]外部監査	事前	
令和4年1月21日	I-4-② 法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>・番号法第19条第7号 別表第二の第1・2・3・4・6・8・9・11・16・18・20・21・23・27・30・31・34・35・37・38・39・40・42・48・53・54・57・58・59・61・62・66・67・70・74・77・80・84・85の2・89・91・92・94・96・97・101・102・103・105・106・107・108・111・112・113・114・116・117・120の項</p> <p>・番号法第19条第8号</p>	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>・番号法第19条第8号 別表第二の第1・2・3・4・6・8・9・11・16・18・20・23・27・30・31・34・35・37・38・39・40・42・48・53・54・57・58・59・61・62・66・67・70・74・77・80・84・85の2・89・91・92・94・96・97・101・102・103・105・106・107・108・111・112・113・114・116・117・120の項</p> <p>・番号法第19条第9号</p>	事後	
令和5年9月8日	I-8 特定個人情報ファイルの取り	市民協働部 庄内出張所(豊中市庄内幸町5-8-1)	市民協働部 庄内出張所(豊中市庄内幸町4-29-1)	事後	
令和5年9月8日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月8日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和3年4月2日時点	令和5年4月2日時点	事後	